

千葉市告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年9月14日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(医科)		
みはま在宅クリニック	千葉市美浜区真砂3-13-4 美浜ウイング3階	令和5年7月31日
宮内泌尿器科医院	千葉市若葉区桜木北3-7-23	令和5年8月28日
鎌取メンタルクリニック	千葉市緑区おゆみ野3-17-7 沖ビルA棟2F	令和5年8月16日
(歯科)		
千葉総合歯科稲毛 矯正歯科	千葉市稲毛区小仲台2-5-3 稲栄ビル6F	令和5年7月31日
医療法人社団桜和会 あすか歯科クリニック	千葉市稲毛区稲毛東5-1-4 2階	令和5年7月31日
ひまわり歯科医院	千葉市美浜区高浜4-7-5	令和5年3月31日
(薬局)		
薬局ぱせり	千葉市中央区新町3-7 高山ビル5階	令和5年7月31日